

平成 26 年(行ウ)第68号 豊橋市民病院公金支出差止請求住民訴訟事件

原告 寺本泰之

被告 豊橋市長 佐原光一

準備書面(3)

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

原告 寺本泰之

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

(〒441-1101)

TEL 0532-88-3451

【被告第2準備書面への反論】

第1、「第1 失格判断基準の導入経緯及びその際の検討内容等」に

ついて

1、被告は、「第2準備書面第1」において失格判断基準導入にあたり原告が提出した入札検討会議資料(甲10)について準備書面(2)で説明した以下ア～ウを認めながら導入したことを明らかにした。

ア、これまで低入札価格で入札した業者について不履行がなかったことが証明されている。

イ、低入札価格調査制度が十分に生かされており、新たに失格判断基準を導入して高い価格で契約する必要はなかったことが明らかにされている。

ウ、低入札価格入札による再委託先へのしわ寄せなどはなかった、ことが明らかにされている。

2、低入札価格調査書(乙 18 の1～10)から分かるように民間の取引においてはごく当たり前のコスト積算が行われている。企業のイノベーションによって低価格でも利益が十分出せる業者もあり、またその逆に高額でも赤字の企業はある。これらは公正な競争原理の結果である。役人が取引の実例価格の調査もせず、中央発行の単価表のみの積算から設定した予定価格や、さらにこの予定価格を基に設定された失格判断基準は取引の実例価格をふまえた金額ではない。これらの金額の数値をもって即「ダンピングのおそれ」や「契約不履行のおそれ」の法的蓋然性があるとは言えない。

3、被告は、「低入札価格調査をしたうえで、『不適合』との判断によって業者を失格とすることは実際には難しく、低入札への抑制策になりえていない(3頁2行目)」と主張している。被告は、ここでいったい何を主張したいのか、はなはだ疑問である。本来なら「不適合」であるのに業者には言えず看過しているということなのだろうか。そうであるならば問題発言である。被告は、業者に事実が言えない関係に被告はあるということになる。被告は、上下水道局発注の案件が「20～30%の落札率は正常な状態で

はないことなどが問題点として挙げられる(3頁8行目)」と主張するが、そうであるならば低入札価格調査がされたのであろうから、そのとき「不履行のおそれ」の法的蓋然性が認められたのであれば、そのときに失格にしなければならない。そうであるにも拘らず失格にしないのであるなら問題である。

被告は、全体を通して低価格入札をあたかも「犯罪」のように述べている。しかし民間企業は、市場の競争原理に則りイノベーションに取り組んでいるのだ。データストックがあれば安価でできる、というような市場を被告は理解すべきだ。

4、1のア～ウの事実が判明している以上、「低価格での入札が継続すると、過去の落札率を目安とした低入札の状況が恒常化し、結果として業務の品質の確保や業務に従事する労働者の労働環境に影響が出るおそれがある(3頁13行目)。」と主張する理由に根拠はなく事実ではない。これまでの「低入札調査の状況」の調査結果(甲10)では公正な競争入札が行われていることが証明されている。(乙17)が示す通り、低入札は恒常化していない。委託業務の案件によって、データストックや設計業務をすべて直営ですること競争力がある企業、そうでない企業がある結果にすぎない。中日本建設コンサルタント(株)豊橋事務所の落札率を始め多数事例はある。(乙17)

5、失格判断基準を導入した失格判断基準導入は法律で定められているのではなく、各自治体の状況に合わせて導入するか否かを各自治体

に任せられている。したがって「他市が導入しているから」は理由にならない。現在約460の市区町村は導入していない。

6、被告は、「低価格で入札を行った理由は、他自治体等を含めた今後の一般競争入札やプロポーザルの案件などに参加するための実績を確保するためであると答える業者が多く、落札するために、過去の落札率を参考に入札額を決定したとの答えもあった(2頁17行目)。」と主張し、あたかも入札価格が採算を度外視した低価格であるかのごとき印象を与えているが、実績確保のためと答えた入札は10件のうち2件に過ぎない(乙18の8, 10)。1件のエンプロダクツ(乙18の9)は過去に平成22年1件、平成20年1件、平成19年2件の4件の実績がある。実質的に「実績確保」を理由に低価格で入札したのは2件である。また「実績確保」も民間では通常のビジネスの内であり、契約の不履行を意味するものではない。

他の8件の低価格入札の理由は

① ア、過去に受託した施設の設計の関係資料や基本条件等を把握しており、データ等の技術的ストックが多いことにより技術経費の削減ができる。(乙18の1, 2, 3, 4, 7,)

イ、設計業務はすべて直営で実施するため、諸経費の軽減ができる。
(乙18の1, 2, 3, 4, 5, 6)

被告は、10件の低入札価格に対して「再委託業務にしわ寄せは認められない」、「経営状態は安定している」、「問題となる事項はない」として「履行されないおそれはない」と判断している。

7、以上1～6から分かるように被告は、合理的理由もなく失格判断基準を導入し、豊橋市の住民に不当な損失を負わせたことは明らかである。被告が、失格判断基準導入したことは、地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項に違反する。

第2、「第2 原告準備書面(2)に対する認否及び反論」について

1、「1(1)」について反論

(1) 被告は、「落札率が低いほど業務成績が低い傾向にあり、極端な低価格での入札は『契約内容に適合した履行がされないおそれ』や『公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ』の蓋然性が高く失格判断基準は、それらのおそれを適切に排除することにより適正な価格での競争を確保するものである。(5頁12行目)」と(乙 14, 6 頁)を引用して主張している。しかし同じ(乙 14, 9 頁)には「現状では業務コストの実態が把握できていないため低入札であっても一定の利益を得ているのか不明。従って業務コスト構造を詳細に把握することを目的として業務コスト調査を導入する。」と述べられている。さらに「低入札でも利益をだし、品質確保が図られている場合は積算基準の見直し」とも述べられている。

(2) 被告は、これまでの低入札の調査結果(乙18)では前記(1)でいうおそれはなかった、と認めている。ところが本件委託業務の入札において(株)綜企画設計名古屋支店は、失格判断基準を下回ったという理由で失格になっている。

(3) しかし、(乙17)によれば(株)綜企画設計名古屋支店は、「豊橋市民病院病棟改修基本設計及び実施設計業務」の入札(入札日平成23年5月6日)に参加し、落札率39.46%で落札している。また「豊橋市民病院病棟改良工事管理業務委託」の入札(入札日平成24年6月13日)にも参加し、落札率97.36%で落札している。このことから(株)綜企画設計名古屋支店は入札金額を業務の内容に応じて積算し契約を履行していることが分かる。同種の委託業務であることからデータストックを持っていることは十分考えられる。低入札価格調査資料の調査例(乙18)からも分かる。低価格で請け負うこともできると容易に推測できる。現に原告は、(株)綜企画設計名古屋支店から、「全国的に行っていることからデータストックがある。」と聞いている。

(4) (株)綜企画設計名古屋支店は、豊橋市において特殊な病院に関する委託業務を複数履行している。被告は、「低入札価格調査制度が十分に生かされており、新たに失格判断基準を導入して高い価格で契約する必要はなかったこと(原告の主張)を証明するわけではない(5頁22行目)。」と述べているが、それならば高い価格で契約する必要があったことを証明すべきである。ところがこの必要性について全く説明がない。なぜ本件委託業務で失格判断基準を設けなければならなかったのか、

その根拠が全く説明されていない。被告は、豊橋住民への説明責任を果たさず、合理的理由もなく裁量権で本件委託業務に失格判断基準を設けて不当に高い金額で契約した。

(5) 以上(1)～(4)から被告の本件委託業務に失格判断基準導入したことは、地方自治法第2条14項「最小のコストで最大の効果を求める」に違反している。

2、「1 (3)」について

国が運転手の勤務1回当たりの走行距離を制限することについて取消を求めていた裁判(一般乗用旅客自動車運送事業の乗務距離の最高限度を定める公示処分の取消請求事件)は「営業の自由に制約をもたらす規制を新たに導入する必要性があったのか」が争点となった。国の裁量権について争われたのである。最高裁判決は「必要性はない」として国の裁量権の逸脱を認めた。本件委託業務の入札に失格判断基準を設けて一般競争入札に規制を設ける必要があるのか、とする本件委託業務への規制と争点の本質は同じである。本来の低入札価格調査を行うことで住民の利益は守られたのだ。

被告が、本件委託業務入札で合理的理由もなく失格判断基準を設けて、不当に高い契約をしたことは裁量権の逸脱、濫用であることは明らかである。

3、「1 (5)」について

被告は、原告が「被告の主張が矛盾する」という主張について争うというが原告は、「被告は調査が困難であること、また行政コストがかかることを理由に失格判断基準の導入を正当化するが、入札業者は豊橋市の入札参加資格名簿に登録された資格、実績のある業者である。その資格も2年ごとに審査され合格している業者である。また積算内訳書を提出させている。このことから通常の低入札価格調査を行えば審査は可能である。」と主張した。(原告準備書面(1)5頁)。言に(乙18)から読み取れるように低入札価格調査で契約の履行が証明されている。原告は、準備書面(1)で「矛盾」という言葉を使っていない。したがって、争点にはならない。

平成24年(行ウ)第144号公金支出差止請求住民訴訟は「総合評価落札入札」を争点としたのであって、本件訴訟で争われている「失格判断基準制度」ではない。また、審査するに時間がかかってできないと言っているが、本来の低入札価格調査を機能させれば済む話である。他の自治体では機能させることができなぜ豊橋市ではできないのか。甚だしくおかしい話である。こんなことが世間で通るのであろうか。

4、「1 (7)」について

ここでの争いは被告が、本件委託業務が「契約の内容に適合した履行がされないおそれ」や「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ」のあることを証明すれば解決する。

5、「1 (8)」について

ここでの争いは原告が、豊橋市全体の税金を捉えて不当に高い支払い又は住民の不当な負担に通じると述べているのに対して、被告は、当該委託料に関する経費に限って述べている。その違いである。

6、「3 (1)」について

豊橋市契約規則(甲12)では(予定価格の決定方法として第44条第2項に次のように定めている。

(予定価格の決定方法)第44条2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短を考慮して適正に定めなければならない。

また「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(乙20)第2、2(1)の⑥その他には「予定価格の設定に当たっては資材等の最新の実勢価格を適正に反映させつつ、取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされている。」

ところが原告の聞き取り調査によれば、豊橋市は第44条2項に違反し、豊橋市の担当職員が現場の取引の実例価格を調査することはなく、国交省等の発行の単価表のみで予定価格を積算している、ということであった。したがって豊橋市の算出する予定価格は、実勢価格を反映せず不適切なものになっている。

7、「3 (2)」について

(1)豊橋市契約規則(甲12)には以下のように監督・検査職員の職務を定めている。

(監督職員の職務)

第24条 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行中途における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は、当該工事等を担当する課の長に監督の実施状況について報告をしなければならない。

(検査職員の職務)

第25条 検査職員は、請負契約又は物件の買入れについての給付の完了の確認その他の契約の履行の確認(部分払を行う場合における工事又は製造の既済部分若しくは物件等の既納部分の確認を含む。)について契約書、仕様書、設計書、納品書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

2 検査職員は前項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。

3 検査職員は、工事の請負契約については、市長がしゅん工届の通知を受けた日から14日以内、その他の契約については、完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行なわなければならない。

4 検査職員は、前項の規定による検査を完了したときは、検査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合契約の履行が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を検査報告書に記載しなければならない。

以上の「豊橋市契約規則」を順守すれば実勢価格に反映された適正なコストで契約が履行されることは分かる。建設関係業者の聞き取り調査からでも明らかである。決して原告独自の主張ではない。

また被告は、「入札時点や履行過程においては予見不可能な事態が発生した場合、契約の適正な履行が確保できなくなるおそれがある。さらに、成果品の瑕疵については、工事施工の段階で発覚することもありうる。10頁15行目」と主張するが、工事施工中の監督検査が定められているのであるからこの主張は失当である。

(2) 被告は、「監督及び検査のみで成果品の瑕疵のすべてを見つけることは困難であり、失格判断基準により、入札時点における予見不可能な事態が発生による損害を未然に防止することが可能となる(10頁19行目)。」と主張するが、この主張は真実ではない。原告は、低入札価格調査に関する文書を豊橋市契約課よりFAXを受け取っている。(2012年4月13日)(甲13)

これによれば「本市の技術職員は土木・建築・電機などの分野のものがおり、事業の最初の段階からかかわり、設計施工の段階も監督職員として事業に携わること」、「専門性を要するものなどには専門業者に委託するなど民間の技術を活用している」と述べている。そうであるならば最初に失格判断基準などを設けて、1円でも下回ったら切り捨てるようなことはせずとも、適正な価格で契約は履行される。被告の主張は失当である。

第3 結論

被告は、本件委託業務の入札において履行されないおそれやダンピングのおそれを確認することもなく失格判断基準を導入した。このことは明らかである。失格判断基準という実態に合わない不合理な規制により健全な競争が行われず、業者の営業の自由に制約をもたらし、住民に不合理な負担を課した。このことは被告の裁量権逸脱・濫用にあたる。

原告は、「高額ではよくない、安ければよい」というよう主張をしているのではない。公正な競争原理が働く入札制度への改正を求めるものである。

被告が、佐原光一に対し3,430万円及びこれに対する平成26年7月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ、との判決を強く求める。

証拠方法

甲第13号証—低入札価格調査について

添付書類

準備書面(3)副本 1通

甲13号証写し 1通